

令和3年5月11日

保険薬局（管理薬剤師）各位

岩手県立中央病院  
院長 宮田 剛

当院発行院外処方箋における「疑義照会簡素化プロトコール」の運用について

平素より、当院の院外処方箋応需に格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

当院では、平成22年4月30日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコールに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実と疑義照会における待ち時間短縮および処方医師の負担軽減を図る目的で、院外処方せんにおける「疑義照会簡素化プロトコール」の運用を開始することといたしました。

本プロトコールを適正に運用開始するにあたり、運用の趣旨や各項目の内容について薬剤部担当者からの説明をお聞きいただいた上で、合意書を交わすことを必須条件としております。

本取り組みへの参画をご希望される場合には、当院薬剤部までご連絡ください。

◆ 疑義照会簡素化プロトコール

本内容を本来の目的以外に使用することや、本院の許可なくして複製・転載することはご遠慮ください。

担当：岩手県立中央病院 薬剤部

電話：019-653-1151、FAX：019-605-8711

## 院外処方箋における「疑義照会簡素化プロトコール」について

### 1. 趣旨

患者への薬学的ケアの充実と疑義照会における待ち時間短縮および処方医師の負担軽減を図る目的で本取り決めに運用することとする。

なお、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項（処方せんによる調剤）に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

ただし、処方箋中に疑わしい点がある時は、薬剤師法第 24 条（処方箋中の疑義）に基づき、必ず疑義照会を行い、疑わしい点を確認した後で調剤を行うこととする。また、本取り決めの実施にあたっての条件は、薬剤師が患者に対して十分な説明を行うことによって患者の同意が得られ、患者に不利益が生じないこととする。

(処方変更に係る原則)

- ・先発医薬品において、「変更不可」欄にチェックがある場合、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・「含量規格変更不可」「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・不明な点がある場合は従来どおり、主治医に疑義照会を行う。
- ・処方変更された場合は、「変更調剤連絡票」、「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底する。
- ・医療用麻薬及び抗がん剤については対象外とする。

### 2. 疑義照会を不要とする項目

- ① 「成分名が同一の銘柄変更」に関する事
- ② 「規格・剤形の変更」に関する事
- ③ 「処方日数（数量）の変更（残薬調整）」に関する事
- ④ 「用法の変更」に関する事
- ⑤ 「一包化・粉碎・混合調剤の変更」に関する事
- ⑥ 「その他合意事項」に関する事

### 3. 各項目の概要

#### ① 成分名が同一の銘柄変更

「変更不可」の指示がない限り、同一主成分が含有されているすべての銘柄（先発医薬品⇔先発医薬品、先発医薬品⇔後発医薬品等）間の変更調剤が可能とする。

Ex) 「グラクティブ錠 50mg」⇔「ジャヌビア錠 50mg」

「タケプロン OD 錠 15mg」⇔「ランソプラゾール OD 錠 15mg」

#### ② 規格・剤形の変更

「変更不可」の指示がない限り、規格・剤形（10mg×2錠⇔20mg×1錠等）および内服薬に限り規格・剤形（錠剤⇔OD錠⇔カプセル等）の変更調剤が可能とする。ただし、鎮痛貼付剤は患者の希望する場合にパップ剤とテープ剤の変更調剤が可能とする。

条件：適応、効果等に相違がないこと。

Ex) 「ミヤBM散」⇔「ミヤBM錠」

「フロセミド錠 40mg 1回 0.5錠」⇔「フロセミド錠 20mg 1回 1錠」

「サレックス軟膏 0.05% (5g) 2本」⇔「サレックス軟膏 0.05% (10g) 1本」

#### ③ 処方日数（数量）の変更（残薬調整）

薬局において残薬が確認された場合、次回処方日までの処方日数（数量）を減日数（減量）することを可能とする。ただし、処方日数（数量）をゼロにはできない。

- ・週1回または月1回服用するビスホスホネート製剤等の処方日数変更などの処方日数の適正化
- ・「1日おきに服用」、「透析日」、「月・水・金」等指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化。
- ・処方日数（減量）の場合は、数日分の余裕をもって調整・調剤を行って下さい。

※ 著しい服薬アドヒアランス低下が認められる場合などはトレーシングレポートを用いて残薬が生じた理由等について、薬剤部へ情報提供をお願いします。

#### ④ 用法の変更

- ・薬事承認されている「用法」以外の内容が処方箋に記載されている場合、処方医の処方意図を薬剤師が理解でき、薬学管理ならびに薬物療法上も合理性があると薬剤師が判断できるものについては疑義照会を簡素化することができる。

Ex) 医師了解のもとで処方されている漢方薬、制吐剤（ドンペリドン等）、糖尿病薬、EPA製剤の「食後処方」

（※ 食後指示を食前指示へ変更し、服薬指導時には食後服用可であることを説明する）

- ・外用薬の用法で「医師の指示通り」または「患部に使用」等が記載されている場合については薬剤師が患者に使用部位を確認し、処方箋の備考欄に追記することができる。

#### ⑤ 一包化・粉碎・混合調剤の変更

患者の希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化等行うことで改善されると判断できる場合、安定性のデータに留意し、患者に十分な説明を行ったうえ調剤可能とする。

ただし、一包化・粉碎・混合加算を算定する場合は、患者に説明し同意を得ること。

## ⑥ その他合意事項

### 4. その他注意事項

#### (1) 疑義照会を簡素化できない事項

以下の項目については、従来通り薬剤師から処方医に疑義照会を行うこと。

- ① 外用薬で剤形を変更する場合。(軟膏⇄クリーム等。ただし、貼付剤を除く。)
- ② 患者の希望等により処方内容や処方日数(数量)を増やすこと。鎮痛貼付剤の貼付枚数・回数や貼付部位を増やす場合も含む。
- ③ 残薬調整によって処方を削除すること。
- ④ 「お薬手帳」や薬歴から、薬物相互作用や同種・同効薬の重複処方が考えられる処方を確認した場合。
- ⑤ プロトンポンプ阻害剤、ビタミン剤など投与期間の制限のある薬剤が漫然と処方されていると判断される場合。
- ⑥ その他、薬剤師が必要と判断した事項。

#### (2) 各種問い合わせ窓口

- ① 処方内容(調剤に関する疑義・質疑など)  
処方医に電話にて疑義照会を行うこと。  
受付時間：平日午前9時から午後5時15分
- ② 保険内容(保険者番号、公費負担など)  
当該診療科外来受付に電話にて疑義照会を行うこと。  
受付時間：平日午前9時から午後5時15分  
※ 電話：019-653-1151(代表)

#### (3) 処方医への情報提供の方法

- ① 「① 成分名が同一の銘柄変更」、「② 規格・剤形の変更」、「③ 処方日数(数量)の変更(残薬調整)」において本運用を活用した場合は、調剤後、速やかに「トレーシングレポート」により処方医に情報提供を行う。
- ② 「④ 用法の変更」、「⑤ 一包化・粉碎・混合調剤の変更」については、初回の処方時に限り「トレーシングレポート」により処方医に情報提供を行う。
- ③ 処方医に情報提供した内容は、必ず患者の「お薬手帳」にも記載する。また、薬剤師は患者に対して、毎回の診察時に「お薬手帳」を主治医に提示する旨を徹底する。  
なお、「① 成分名が同一の銘柄変更」及び「② 規格・剤形の変更」については、当院一般処方開始以降(令和3年度5月開始予定)、処方医への情報提供は不要とさせていただきます。代わりにお薬手帳による確認とさせていただきますので、必ず、お薬手帳の発行、記載を行い、当院へ持参、提示するよう患者様へご指導よろしく願いいたします。  
一般名処方のオーダー開始日については追ってご連絡いたします。

※ 「トレーシングレポート」は薬剤部宛てに報告(FAX) お願いします。

## 5. 合意書の締結手順等について

(1) 保険薬局への事前説明

独自の拡大解釈を防止するため、事前説明を必須条件としています。

(2) 保険薬局との合意書締結（事前説明を受けた保険薬局に限定）

当院院長と薬局代表者（契約権のある方）との合意となります。

(3) 運用開始

合意書に記載する開始時期からの開始となります。

令和2年8月11日

岩手県立中央病院 幹部会議承認

令和3年3月9日

岩手県立中央病院 幹部会議改定承認